



第 8 回 グループ法人税制

H30.02.19
H28.11.01

本レジュメは、企業会計基準、税法及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(日本公認会計士協会全国研修会グループ法人税制 中村慈美講義)
(図解グループ法人課税 中村慈美 H29年9月大蔵財務協会刊)(設例でわかる!グループ法人税制の実務ポイント 辻・本郷税理士法人 吉田博之 DVD)
(詳解ケーススタディグループ法人税制 Q&A 足立好幸著 2010.5 清文社)(詳解グループ法人税制 朝長英樹外編著 H23.4 法令出版刊)

I. グループ法人税制

平成 22 年度税制改正(H22.10.1)によって、グループ経営の実態を反映させることを目的として、グループ法人税制が創設された。多様化する組織再編制度や昨今のグループ法人の一体的運営が進展している状況下、法人の組織形態の多様化と実態に即した課税の実現のための制度である。

1. 主要な規定

(1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡損益の繰延…(時価移転、但し繰延)

譲渡損益を取引の時点で計上(するが、損益を繰延べ、課税)せず、

- ① その資産をグループ外へ移転した時の課税譲渡損益とするか、
- ② または、他のグループ内法人へ移転した時 " " とする。

当初移転を行った法人において、譲渡損益を計上する。(適格合併等との違い)

(譲渡調整資産、帳簿価額 1,000 万円以上のものを対象とする)

- ①固定資産(減価償却資産、土地等) ②棚卸資産である土地等
 - ③有価証券(売買目的有価証券を除く) ④金銭債権 ⑤繰延資産
- 従って、創設営業権の譲渡等は時価評価を行わないことになる。

(各国の税制)	グループ法人間譲渡取引	100%親子間配当
アメリカ	譲渡損のみ繰延	課税なし
イギリス	譲渡損益の繰延	"
日本	"	"
ドイツ	繰延なし	配当の 95%が課税なし
フランス	"	"

2. グループ法人税制 (とは?)

H30.02.18
H28.04.30
H26.05.17
H26.01.01
H22.08.07

100%グループ法人

その他 100%未満

備考

(事業部門の分社化、子会社化)

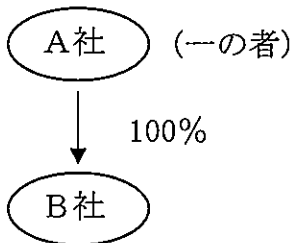
経営責任の明確化
迅速な経営判断、戦略立案
効率的な資源配分
実質的な一企業の部門

特別な場合のみか(?)
(無形(無形)等の場合)

(100%グループ内法人とは)

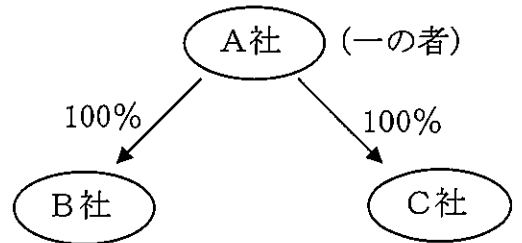
同一者(同族関係)と一の者
本来的に個人間の取引

【例1】当事者間(AとB)完全支配関係



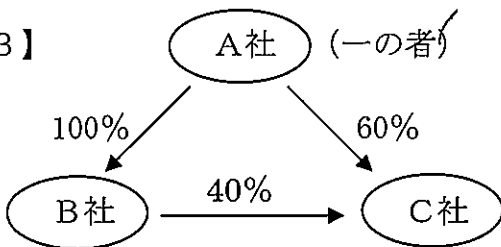
[A社とB社は100%グループ内法人]

【例2】当事者間の完全支配関係(AとB、AとC)がある法人相互(BとC)の関係



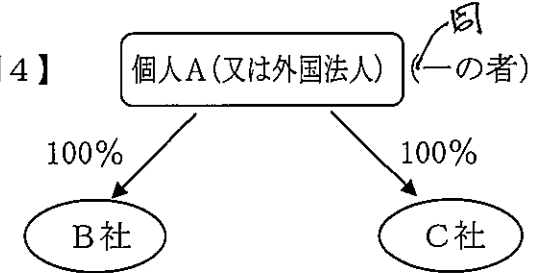
[A社、B社及びC社は100%グループ内法人]

【例3】



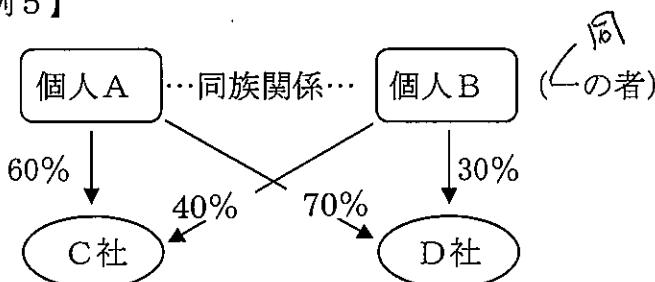
[A社、B社及びC社は100%グループ内法人]

【例4】



[B社とC社は100%グループ内法人]

【例5】



[C社とD社は100%グループ内法人]

※譲渡損益の課税繰り延べの対象となるのは、内国法人間の取引に限定され、「個人-法人」又は「外国法人-内国法人」の間での取引は対象とならない。
※一の者の条文規定()書に注意

(判定に当たっては外国法人も含まれる)

同一の者 - 同族関係, 同族関係

一の者 - 同者(人), 直接

See 2/2

グループ法人税制（譲渡損益）

（完全支配関係法人間は、基本的に内部取引と見る）

H30.02.18
H26.01.01
H24.07.27
H22.08.06
H22.03.25
H22.03.18

	完全支配関係法人間 100%グループ法人間	その他 100%未満間	備考
（譲渡損益の繰延べ）			H22.10.1 適用
譲渡損益調整資産（個別資産毎の簿価 10 百万円以上） 創設営業権（帳簿価額 0 のため）、資産調整勘定（非適格再編独自の科目のため）を除く			
内国法人間	繰延	繰延なし	<ul style="list-style-type: none"> 適格事後設立廃止 グループ会社を利用した税負担の調整困難化（譲渡損の活用不可） グループ内での円滑な資産配分の可能（譲渡益の心配解除） 譲渡後もトレースの必要性 100%グループとその他間の不公平？ グループの頂点が「個人」でもグループ法人単体課税制度の対象になる。 オーナー企業については、100%グループのチェックをしておく必要がある。 グループに係る譲渡損益の繰延はあくまで内国法人間の取引に限定される 個人支配と法人支配の区分
一定外資産（10 百万円未満）	繰延なし	なし	
個人－法人	なし	なし	
外国法人－法人	なし	なし	
課税	再譲渡時等 (グループ内、外部へ譲渡した時) (公益法人等は適用されない)	なし	
判定取引単位	建物 — 1 棟ごと 機械 — 1 生産設備ごと 土地 — 1 筆ごと 有証 — 銘柄ごと		
完全支配関係	資産の譲渡の時点		
減価償却時の調整 (譲渡法人)	譲渡損益調整額×(譲受法人の損金算入償却費/譲受法人の取得価額) 譲渡損益の計上		
<u>公共、公益、人格（適用外）</u> <u>なき社団</u>			

- (注) (1) 法法 61 の 13 を読む
 (2) 譲渡法人は会計上時価で処理し、加算又は減算する
 (3) 譲受法人は時価で受入れ、その後は時価との比較で売買損益
 (4) 合併時等留意 (See 4 頁)

完全支配関係がある場合の法人間の非適格合併

H30.02.18
H26.05.19
H26.05.19
H26.01.01
H25.10.14
(46 頁参照)

完全支配関係（特殊関係者を含めた場合）がある法人間の非適格合併は、簿価移転に代えて、時価移転となり譲渡損益の繰延が行われる。

(1) 譲渡損益の繰延べ

100%グループ内法人間の譲渡損益調整資産の譲渡取引と同様に繰延べることとされている。(法 61 の 13①、令 122 の 14②)

① 調整%と繰延べ順序

(2) 会計処理

譲渡損益が発生する被合併法人の最終事業年度(被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度)に、被合併法人において譲渡利益額または、譲渡損失額を損金または益金に算入することとなる。

なお、非適格合併の場合は、被合併法人の「のれん」を含むすべての資産が時価で譲渡されるため、譲渡損益調整資産以外の資産に係る譲渡損益は通常どおり実現することとなる。(法 63)

(3) 合併法人における会計処理

非適格合併により移転を受けた譲渡損益調整資産について、合併法人では、被合併法人の合併直前の帳簿価額により取得価額に計上する。(法 61 の 13

⑦)

被合併法人の合併直前の申告では、譲渡益計上、資産調整勘定減算、繰延べで損益なし。

合併法人において、次のように考えて、完全支配関係なので仕訳不要となる。

合併時 (仕訳)	土地	2,000	土地	1,000	
			譲渡調整益	1,000	◎
(別表四)	減算繰延べ		取得(土地)	△1,000	
仕訳	譲渡調整損	1,000	土地	1,000	○
(別表四)	加算繰延べ			⊕1,000	

別表
◎は
対0も有り、

→

譲渡調整益	△1,000
土地取得損	△1,000
土地(以外)	⊕1,000

損失の二重利用その他

H30.02.18
H26.05.18
H26.01.01
H25.10.17

(1) 子会社株式の譲渡(単一部門内損失との比較)

	<u>100%グループ法人</u>	<u>100%未満</u>			
(1)子会社の事業において	事業損失 (子会社において)	同左 (同左)	<table border="1"> <tr> <td>子会社 事業損 △9億円</td> </tr> <tr> <td>親会社 売却損失△9億円</td> </tr> </table>	子会社 事業損 △9億円	親会社 売却損失△9億円
子会社 事業損 △9億円					
親会社 売却損失△9億円					
(2)親会社の子会社株式譲渡	株式売却損失 (親会社において)	<u>同左</u> (同左)			
グループ内 他の子会社への売却	<u>他の子会社への売却 (譲渡損失の繰延)</u>	同左 (譲渡損失 OK)			
(3)他の買受先 (子会社事業における)	<u>欠損金利用可</u> (買受先において)	<u>同左</u> (同左)			
(4)適格合併	<u>欠損金利用可</u>	条件あり			

(2) 債務超過の子会社の清算に伴う債権放棄・現物分配・株式償却損
(会計・監査ジャーナル 2012.8)

- ① 同業者に依頼して出資してもらった株式の解散前の全部買取は、額面で行っても寄附金にならない。
- ② 子会社に対する債権放棄は、貸倒損失で、清算費用の負担はいわゆる撤退損で、いづれも原則として寄付金とはならない。
- ③ 親会社は、^{売却損失}子会社の未処理欠損金の引継制限を受けるとともに、完全支配関係にある子会社の株式については清算損(株式償却損)を計上することはできない。
- ④ ①～③を通じて、①で完全子会社とすることなく、②は行い、③については欠損金の引継はあきらめ、株式償却損とすることも検討すべきである。
(完全子会社でない状態での会社清算等の有利性検討)
支配
繰延(有効)損失が少ない場合

グループ法人税制（寄付金・受贈益）

4/30.02.18
 H26.01.01
 H25.01.01
 H24.07.27
 H22.08.06
 H22.03.18

→

	完全支配関係法人間 100%グループ法人間	その他 100%未満	備 考
(寄付金)	支払側—全額損金不算入 受入側— 〃 益金 〃	寄付金 受贈益	H22.10.1 適用 ・双方で流出項目と なる？
	(内国法人による支配関係 に限られ、個人等によ る完全支配関係を除く)	個人の場合は上 記と同様	・相続税対策（資産 減として）利用さ れないように、 利益積立金の移転方法 従って内国法人に よる完全支配関係 に限られる
	(内部取引) グループ内の授受を 内部取引とみなす …本支店取引レベルと見る		・相続税の財産評価 と利益積立金の違 い ・個人 100%グルー プの制約
	(内国法人間の完全支配関係のみ—除個人)		・上記Gで活用できるかの検討
寄附仕訳	A 社 寄 附 金 ××× 現 金 ××× (損金不算入)		
	B 社 現 金 ××× 受 贈 益 ××× (益金不算入)		・何故、反相続税対策か？ <u>A社からB社への利益</u> <u>利益金の移転</u>
無償(低額)譲渡	B 社 株 式 ××× 受 贈 益 ××× (益金不算入)		<u>A社(親会社株式)の</u> <u>譲渡引当金</u>
	A 社 寄 附 金 ××× 株 式 ××× (原価) (損金不算入) 株式売却益 ××× (差額) (譲渡利益の繰延べ)		
	譲渡損益調整損 ××× 譲渡損益調整勘定 ××× (差額) (譲渡利益の繰延べ) over10M等の場合		

グループ内法人間の寄附

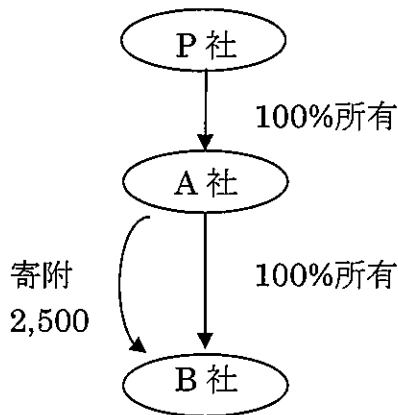
f/30.02.18

H26.01.01

H25.06.29

H25.01.01

H24.07.27



子会社 A 社が子会社の B 社へ、現金 2,500 を寄附した場合の処理（寄附修正）

（P 社の処理）

利益積立金 2,500 A 株式 2,500 … P 社の利益積立金（A 社分）は減少

- (1) 親会社 P 社は、A 社株式について寄附金 2,500 に持分割合 100% を乗じた金額 2,500 を利益積立金から減算するとともに、A 社株式の帳簿価額から減額

（A 社の処理）

寄附金 2,500 現金 2,500 … A 社の利益積立金は減少
B 株式 2,500 利益積立金 2,500 … A 社の利益積立金は増加

- (1) A 社は、B 株式について受贈益の額 2,500 に持分割合 100% を乗じた金額 2,500 を利益積立金に加算するとともに、B 社株式の帳簿価額を増額 *P社よりB社へ*
(2) A 社の別表四 — 寄附金の損金不算入額（加算・流出）2,500

（B 社の処理）

現金 2,500 受贈益 2,500 … B 社の利益積立金は増加

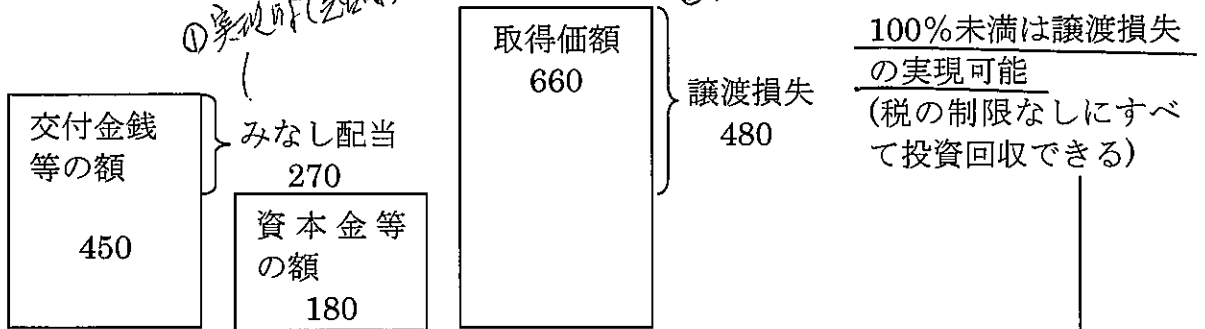
- (1) B 社の別表四 — 受贈益の益金不算入額（減算・流出）2,500 … 上記の処理があるため

グループ法人税制（受取配当）

H30.02.18
 H26.01.01
 H25.07.26
 H25.06.29
 H24.07.27
 H22.08.06
 H22.03.18

	完全支配関係法人 100%グループ法人	その他 100%未満	備考
(受取配当)			H22.10.1 適用
益金不算入	あり 100% (配当の計算期間の所有)	あり (25%以上) 100% (6ヶ月以上所有) 部分あり(所有率25%未満) 50%	25%以上は関係法人株式と言う 自己株式を除く計算
負債利子控除	控除不要	控除必要	
条件	配当法人（内国法人）同左		
	受取法人 同左 (配当の計算期間を(6ヶ月以上の期間所有) 通じて完全支配関係が必要)		

自己株取得のみなし配当



- ① 譲渡額 450 = みなし配当 (収入) 270 + 資本金等 (回収) 180
 みなし配当 270 = 譲渡額 450 - 資本金等 180 (益金不算入)

- ② 従って、譲渡による回収額は、みなし配当 270 を除いた 180 となる

譲渡損失 $\Delta 480 = \text{譲渡回収 } 180 - \text{取得価額 } 660$ (損金算入は廃止 会計処理? 13頁)
 譲渡利益を押し出し (取得価額が100%の場合、0円) 税務上は益金不算入

(完全支配は、投資回収が90%所有より不利か? 13頁参照)
 (100%未満の有利性は税務上気をつける)

この場合は不利
 逆(海外)場合は有利

将来の回収は
 1. 必要か?
 2. 譲渡利益の発生時期

グループ法人税制（自己株式の取得等）

H20.02.18
 H27.05.25
 H25.07.26
 H25.06.29
 H24.07.27
 H22.08.06
 H22.03.18

-2>

	100%グループ法人	その他 100%未満	備考
(みなし配当等) 益金不算入	あり 100%対象	あり $\frac{1}{3}$ 100%対象 (所有率 25%未満) 50% $\frac{1}{3}$ 5% " 20%	H22.10.1 適用 ・100%グループとその他で不公平? ・譲渡損益を計上しないということは? みなし、永久処理?
負債利子控除	控除不要	あり	

株式の譲渡損益

廃止
 繰延ではない

損も益も?

(100%グループ法人の場合)
 ・100% (完全支配は不利?) 益の場合に不利。
 株式譲渡損の点で (投資回収不能分が起きる) 損の場合

「廃止」ということは?

増益と減損

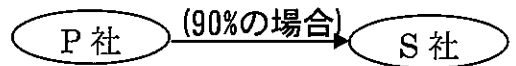
益は出るが、低く

踏みに
いた場合

・完全支配関係のある法人間で自己株を買い取らせた場合、譲渡損益は損金益金不算入(法 61 の 2⑩)

・譲渡損益部分は
資本等の増減項目として扱う
 (法令 8①十九)

自社の取得?



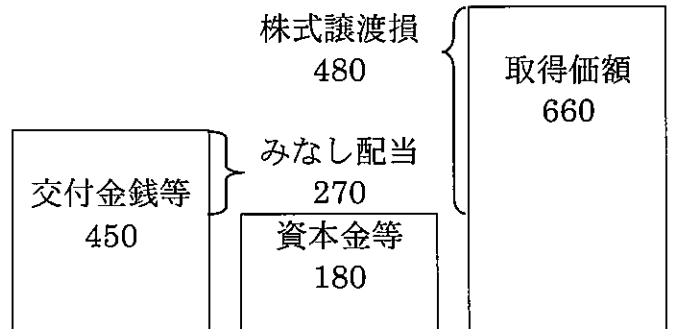
90%所有、対価 450、取得価額 660

(S社の処理)

利益積立金	270	現金	450
資本金等	180		

(P社の処理)

現金	450	みなし配当	270
		(益金不算入)	
		資本金等	180
資本金等	180	S社株式	660
株式譲渡損	480		
		(損金算入)	



※100%未満の有利性は、故意に行うと税務上問題にある恐れがある (H22. 10 前は OK)

株式譲渡直前の配当 (NC、OG の場合)

NAICO の数値]

1/30.02.18
H26.05.18
H26.01.01
H25.07.26

A 譲渡(益)による場合		B 配当による場合	
	1,000 ①		1,000
	<u>△100</u>		<u>△100</u>
譲渡益	900	配当	900 ①
			↓
課税	900	益金不算入	△900
	<u>×40%</u>	簿価譲渡	<u>100</u>
課税	360	課税	0
源泉	0	源泉	180
その後の譲渡	なし		100 ②
回収(譲渡 1,000)	1,000 ①=③	(配当 900、譲渡 100)	1,000 ①+②=③
手取額	640		1,000

—TAX 株の投資とは、 毎年配当を得ていたら、

- (1) グループ法人税制でも、譲渡損部分の制約が規定されている。
- (2) NC、OG の場合、明らかに配当による方法 B が A より有利である。
それは受取配当の益金不算入という規定(法人擬制説から当然)を使えるからである。
- (3) 株式の譲受先においても取得価額 B100 が A1,000 より取扱い易い。

Principles of Innovation 目と心と耳!!

Successful innovations use both the right side and the left side of their brain.

therefore to go out to look, to ask, to listen.

And then they go out and look at the customers, the users, to see what their expectation, their values, their needs are.

目と心と耳。目を見聞き、心は聴き、耳を耳にする。

外に出る中に見聞きし、心で聴き、耳で聞く。

An innovation, to be effective, has to be simple and it has to be focused. It should do only one thing, otherwise, it confuses. If it is not simple it won't work.

III - (12) The Practice of Entrepreneurship

III - (12)

No.

Date

企業家の経営管理

1. 経営管理を行なう
企業家の経営管理

2. インターネットを行なう

} 企業家の経営
2つの目標を持つ

The Entrepreneurial Business

大奔心を30-

製造 (古いものは、自動車 (新しいもの) を生産する。

経営管理界の対比、AI (AI) を魅力的なものにする

方法は一つしかなく、つまり、組織の成長を促すことである。

(1) 毛皮の活動を失ったもの

(2) 古くからのもの

(3) 生産力の低下したもの

(4) 肉体的な努力が足りないもの

(5) 失敗したもの

(6) 方向の異なるもの

AI (AI) を推進する理由には、(1) "AI" である。

一つ一つの製品、工程、技術、市場、経営者、そのほかの

こと、最終的にAI (AI) を徹底して検討する必要がある。

III - (14) Entrepreneurship in the Service
Institution

the greater thrust

the greater opportunity

III - (15)

The New Venture

No. 4-15

Date

ベンチャー・ビジネスにおける世界的経営管理

(1) 市場志向でたけどたせたら

(2) 財務上の見直しをたせどたせたら

(3) トップ経営陣を育てるE3kをたせどたせたら

(4) 創世者の役割、仕事範囲を決めてたせどたせたら

イノベーション

2018.01.02

1. システム-7-

(1) 企業家

(2) イノベーション

(3) 創造的破壊

2. 移動

毛、カネ → ヒト

管理 → イノベーション

3. システム-9-

トヨタ-継承、提唱、

ジョブズの実践、

4. チャールズ・ダーウィンの進化論

最も強い者が生き残るのではなく、
最も賢い者が生き延びるのでもない。

唯一生き残るに値するものは、変化できる者である。

5. エド・カネ こと

エド・エド・エド

ナインの「Just Do It.」

6. 資本主義とは、経済とは、

1960~70年代のシレー

理想 ----- 共産主義

現実 (夢) ----- アメリカに対する権威



(参考表)

2017.12.04
2017.08.20
2017.08.05
2017.05.22
No.

予測の仕方

予測の仕方 大村平著 日経文庫

(予測の入門 統計学を学ぶための1997年版) 2010.7.74

(Excelで学ぶ重回帰分析 阿部浩司著 2005 ナツメ社)

(7システィング回帰分析 丹後俊郎著 1997 朝倉書店)

1. 未来は思われぬ方向に変化する

2018.02.19

—トコナカ—

(1) 時系列に整理された過去のデータ

(2) 棋士は、将棋の流石や相手の手を予測しながら駒を打って行く

将棋手は、相手の手を打った後にどの駒が動くかを予測してスタート

行方、スタート、順路... 1912-

(3) 10年前の変化と今

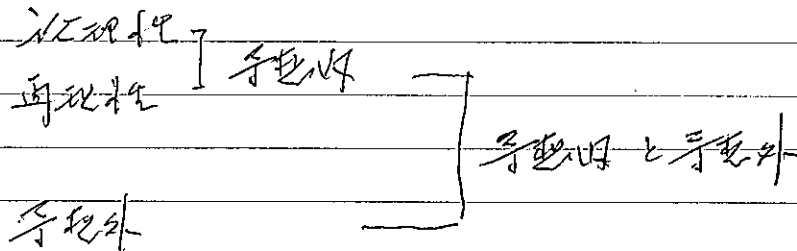
e-commerce

1991年の日本の景況、1-2/2007

今のIT化と10年前の状況

Fin-テグ

(4) 予測は判断、意思決定、行動の第一歩



(5) 回帰分析

多くの説明変数から説明変数を選ぶ... 重回帰分析

3. サービス業の生産性向上

新しいサービスを開発し続ける。

曲線を急にするには全体は変わらない

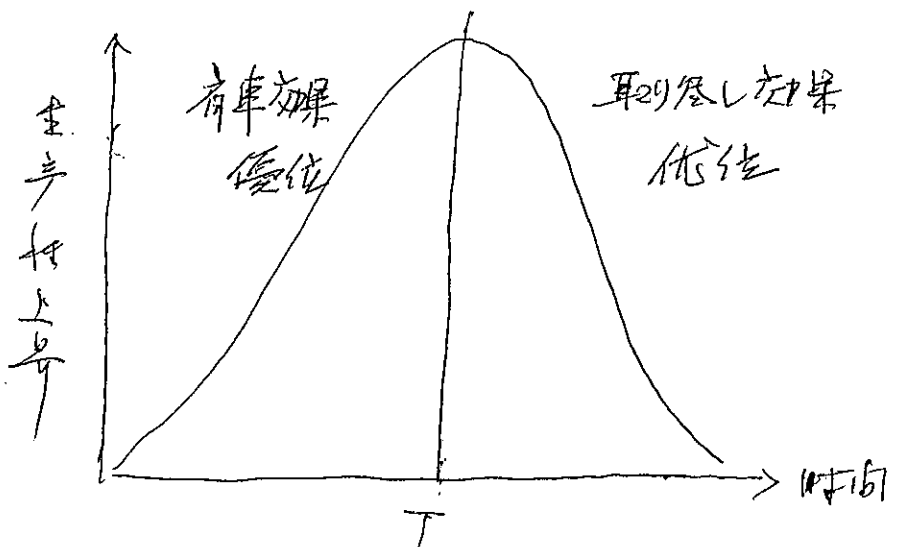
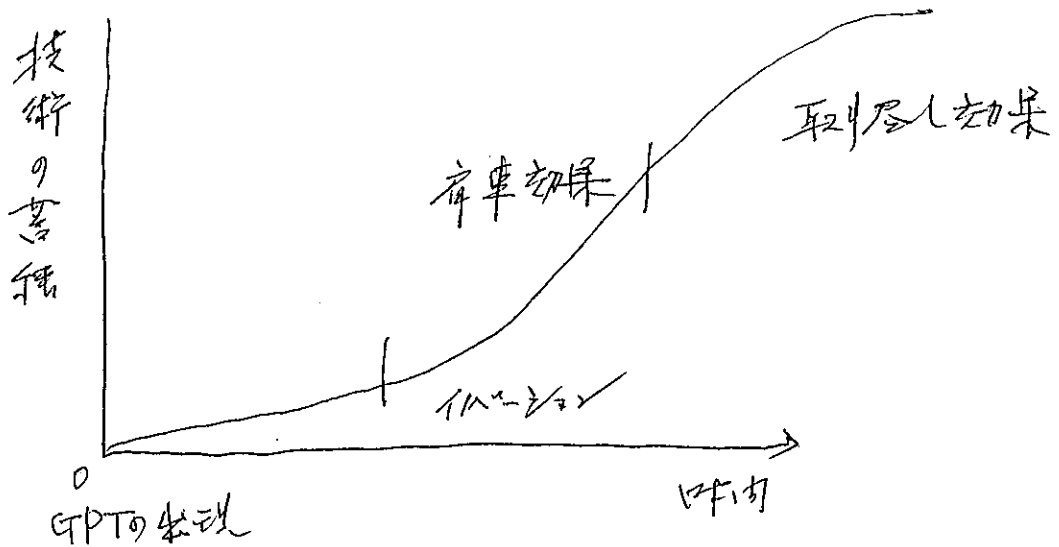
(1)日本のサービス業の割合

70%を超えている

この産業の生産性向上が経済を上昇させる

情報産業の生産性向上

ロジスティック曲線



傾向を予測 - (予測の仕方)

(重回帰分析)

先のことと参考とは: 過去の趨勢を参考にする

予測とは、欠落している部分の情報を作出することである。

大井平 予測の仕方

7022外社 水越孝 統計的知識入門

物事を参考にする2つにおいて 統計の技術を用いる場合、

数字に量がある... 思考を、その7022にする。

特徴とは平均からの距離

2つの現象を3ヶ月の現象を回帰する。

$$Z = ax + by + c$$

$$\sum \epsilon_i^2 = \sum (z_i - ax_i - by_i - c)^2$$

広くその要因の複雑にかかわっている社会現象に科学的に又
当い此の手法の一種は多変量解析と呼ばれている。

Excel 重回帰分析

説明変数 X_2 (加齢) と X_1 (身長) に $F_{2,2}$ 、被説明変数 Y (体重) を説明する。

$$\text{体重} = C(-89.698) + 0.005 \times \text{身長} + 0.005 \times \text{体重} + 1211 -$$

$$Y = -89.698 + 0.005 X_1 + 0.005 X_2$$

重回帰分析は、最小二乗法による回帰式各係数を、正則化項を付与する。

単回帰分析、説明変数の1つに特殊な場合がある。

重回帰分析とは、2つ以上の説明変数を含む回帰分析である。

k個の説明変数を持つ回帰式は、

$$Y = a + b_1x_1 + b_2x_2 + \dots + b_kx_k$$

回帰式の正否 ... 変数選択の問題

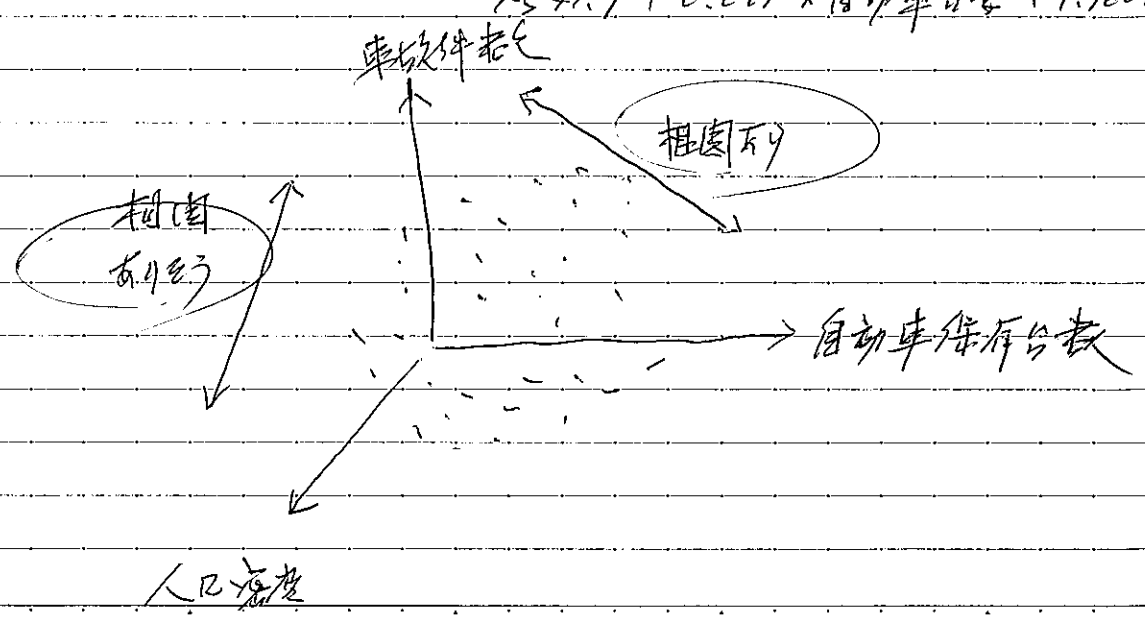
- (1) 回帰式の当てはまり
- (2) 係数に有意の差があるかの検定
- (3) 残差分析

単回帰

$$\text{交通事故件数} = -5589.9 + 0.016 \times \text{自動車保有台数}$$

重回帰

$$\begin{aligned} \text{交通事故件数} &= a + b_1 \times \text{自動車台数} + b_2 \times \text{人口密度} \\ &= -4541.7 + 0.011 \times \text{自動車台数} + 4.766 \times \text{人口密度} \end{aligned}$$



標準偏回归係数

説明変数

標準偏回归係数

自営率保有台数

0.662

人口密度

0.401

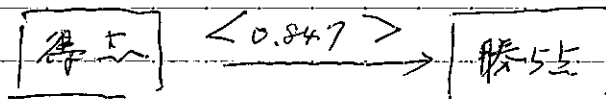
共分散構造分析
主成分分析
重回帰分析

共分散構造分析 Covariance Structure Analysis

重回帰分析と因子分析を合せて、拡張させたもの

ある変数から別の変数を予測・説明する分析を回帰分析といふ

例7-9 得点と勝点の説明 2014



(原因)

(結果)

独立変数

従属変数

<標準偏回归係数>

因子分析

複数の変数から、どれが影響を与えている潜在的な変数を探索する手法がある。

複数の変数の関係性を整理する手法。

直接的に観測できない変数。

2つの回帰分析

(1) 重回帰分析 $X_1 \sim X_n$ 複数の要因 \rightarrow 単一の結果 Y

金額や素直回数といったアウトカム

数値で示される場合 $Y = a_1 X_1 + a_2 X_2 + \dots + a_n X_n + h$

(2) ロジスティック回帰

自社の商品の利用 0から1 \rightarrow

質的分析

$$P(x) = P_{\text{発生}} | x_1, x_2, \dots, x_n = \frac{1}{1 + \exp(-z)} = \frac{1}{1 + e^{-z}}$$

説明変数から得られる z は $-\infty$ から $+\infty$ と自由な範囲を取ることができる。

それにより説明される結果は 0 から 1 の範囲をとる。

過去のことをうまく説明し、

将来の事を予測する時に使われる……

5. トレント解析から予測

(1) トレント解析によって過去の傾向が判明したと

次にその傾向を未来に延長する



真の目的
トレント解析は手段にすぎない

(2) 直線回帰

$$y = ax + b$$

孤島の木の数の数は、① 既存の木の数は比例する面と
② 食料不足に対応した抑制力の効果によって決まる。

① 増加率 $\frac{dy}{dx}$ は y に比例する $\frac{dy}{dx} = ay$

② 抑制力 y の2乗に比例する $\frac{dy}{dx} = -\frac{a}{b}y^2$

$$\text{故に } \frac{dy}{dx} (\text{増加率}) = ay - \frac{a}{b}y^2 \quad \text{--- (2)}$$

y の関数として解くと

$$y = \frac{b}{1 + ce^{-ax}} \quad \text{--- (3)'}$$

孤島の木の数の増殖、研究消費財の普及率、流行商品の累計販売数などの現象

6. 予測の手かた

(1) 過去に於ける

過去の経済、人口延長

(2) 未来に於ける

棋手は将棋の流石

相手の手の予測

→ 打ち手を決める

これを誤れば失敗する

政治家は

景気変動を予測

現象に起る事象の予測

→ 政策を決める

これを誤れば...?

(3) ソシエタの崩壊

ソシエタ 経済 社会の将来予測

現象に起る事象、政治、経済、社会

→

予測は、判断し、意思を決め、行動を開始するの才!!

7. 数列の考察

(1) 直線

一々の増加の差 $\rightarrow 0 - \ominus$ 平均の増率の差 直線グラフ減り $\rightarrow \Delta$

(2) 二次曲線

一々の増加の差 $\rightarrow \Delta$ 平均の増率の差 曲線グラフ減り $\rightarrow \Delta$ (3) Δ と Δ^2 を用いた考察

(4) 指数曲線

$$y = ba^x$$

$$\log y = \log b + x \log a$$

$$\log y = Y$$

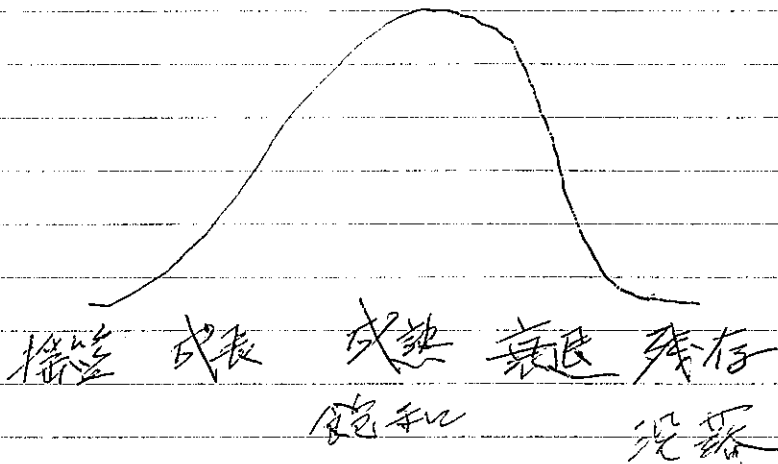
$$\log b = B$$

$$\log a = A$$

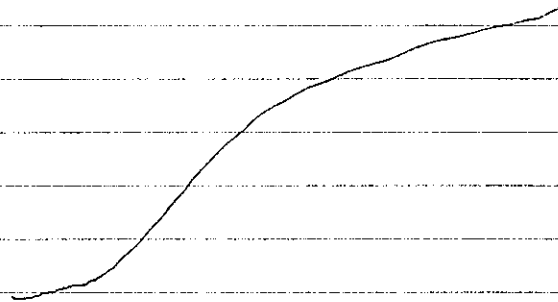
$$\rightarrow Y = B + Ax$$

10. 成長の1107-1/ 栄枯盛衰

製品普及



売上



$$y = \frac{b}{1 + ce^{-ax}} \quad \text{ロジスティック曲線}$$

孤立の動物の増殖

耐久消費財の普及率

$$\frac{dy}{dx} = ay - \frac{a}{b}y^2$$

3. サービス業の生産性向上

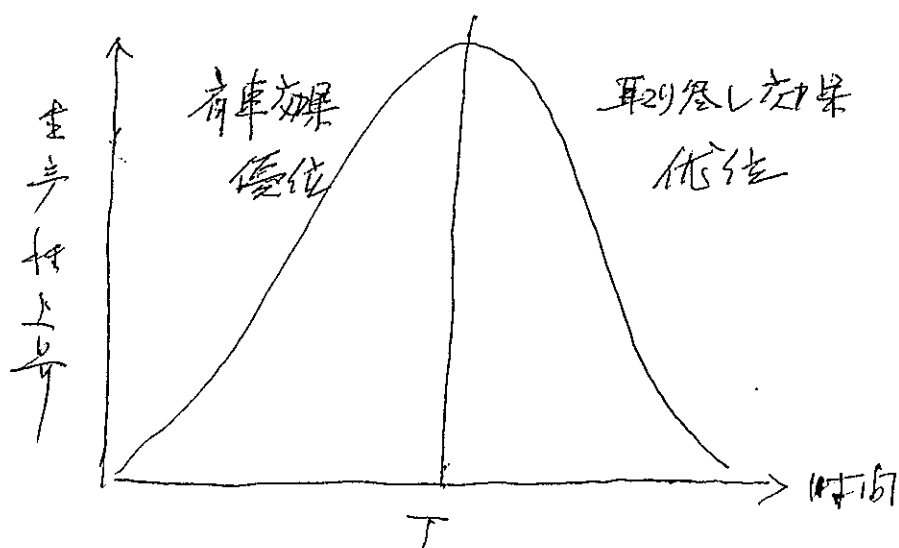
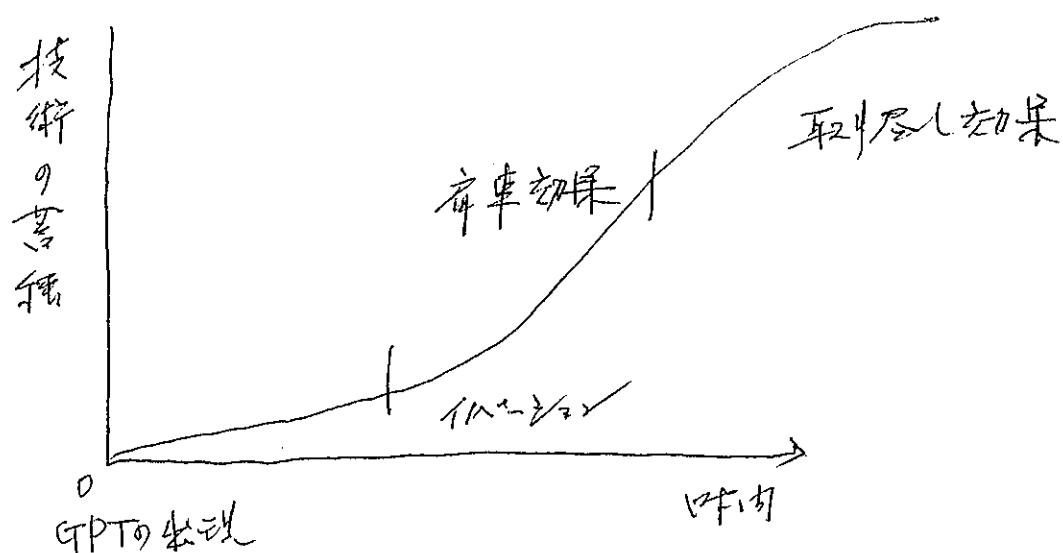
(1) 日本のサービス業の割合

70%を超えている

この産業の生産性向上が経済を上昇させる

情報産業の生産性向上

ロジスティック曲線



唐宋の混乱に絡みついて、太祖趙匡胤は宋王朝を創建した。

宋時代の特色は、士大夫階級の成立、官僚制度の確立とこれによる

太祖趙匡胤は、唐五代宋の混乱の原因は、節度使にあるとして、その権限削減を
図り、中央集権化を図り、そのために膨大な官僚群を少くした。

完成

科擧は、宋代に運期的な改革があった。地方で行われる「乡試」、中央で行われる

「会試」、皇帝が外から臨幸して行う「殿試」によって、皇帝の官僚、身元を担う

天下の政治に任じられる者が輩出して来た。

備兵の think

節度使 唐五代時に辺境の要地に布かれた軍国の司令官。軍事、政治の権力を握り、
貴族、官僚に代り民政も掌握した。

趙匡胤 zhào kuāng yìn

宋辽金元 (2) 960-1268

No.

Date

太祖趙匡胤の皇帝擁立

黎明軍士環甲執兵、直叩寢門曰、「諸將无主。願策大尉為天子。」

羅拜呼萬歲。擁上馬南行。拒之不可。恭帝遂禪位。故國号曰宋。

即位之初、頗為微行。微行愈數。曰、有天命者、任自為之。不汝禁也。

中外驚服。

宋了全元 (3) 960-1368

太祖趙匡胤の創世と治世を輔佐した二人の名臣、宰相の趙普、將軍の曹彬

宋 趙金元 (女) 960-1368

No. _____

Date

太祖の治政

上、仁寿寛達、有大度。陈桥之变、迫於衆心。迫入京師、市不易肆。

晩节好读书。嘗嘆曰、堯舜之世、四凶之罪、止於投巖。何在中/法得

之密邪。前平諸国、必招之、不至而后用兵。及其既降、皆不加戮、

礼而存之、终其世。

策别科举人、故进七榜、巖覆试法、御殿亲试进士。

二代目太宗 趙匡義

分疆抗爭していた天下の統一の端緒をもち上げた後周の世宗は織田信長。

世宗の役を経た天下を統一した太祖は豊臣秀吉、その役を経た宋王朝は100年

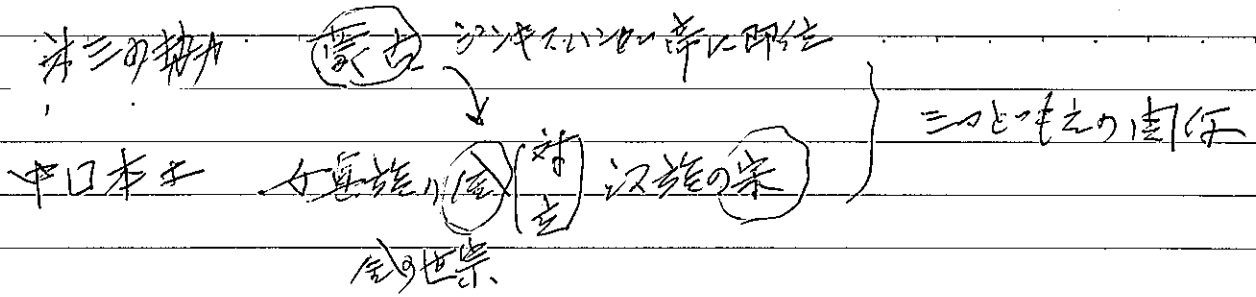
の礎を築いたといふ徳川家康に於て太宗であった。

科举 首考合格者 状元 添榜眼 三番探花

宋 通金元 (8) 960-1368

No. _____

Date _____



宣懿后月倫適生太祖。手握凝血。如赤石。神元異之。

因以所獲鉄木真名之。志武功也。元年：大会诸王群臣。

建九游白旗即位。群臣共上尊号。曰成吉思汗(天)皇帝。

太祖深沉有大略。用兵如神。故能灭国四十。其勋绩甚衆。

史之记载不備。惜哉。

太祖 シヤンハインは (即位 22 年 66 方) 沈着で、(兵) 雄國に
特長。その用兵は 都統の村である。

元朝の元、彼の滅国は 11 国 40 以上、きつて大きな 治績を
残してある。

名宰相 耶律楚材 政治顧問 宰相

遼
 (1190. ~ 1244年) 契丹人、金の官吏。
 シンギス・ハル(太祖)、オゴタイ・ハル(太宗)に仕える
 蒙古の国家財政体系を築いた

元以耶律楚材言、始定天下賦稅。朝臣皆謂、太輕。

耶律楚材曰、將來必有以利進者、則已為重矣。

元太祖至東印度、有一獸、鹿形馬尾、綠色而一角。能作人言。

曰、宜早還。太祖以問耶律楚材。答曰、此獸名角端。能言四方語。

好生而惡殺。此天降符、以告陛下。願孚天心、背此數以取命。

太祖即曰、臣師。

一利在興才也、一害在除くはく才

楚材每言、興一利不若除一害。生一事不若減一事。